

**ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業
(先端ゲノム研究開発)
＜若手研究者対象＞
公募説明会
Q & A**

◆ 若手研究者の定義について（公募説明資料11ページ）

Q 1. 日本学術振興会の特別研究員は研究代表者となれるか。日本学術振興会の若手研究で採択されている場合は応募不可なのか。

A 1. 本研究開発費以外の公的資金において研究代表者として実施する研究開発活動を主としない場合であれば応募可能です。エフォートにご注意ください。

◆ 研究開発内容について（公募説明資料10ページ）

Q 2. 主に既存のデータを使用するという記載があるが、若手タイプC2の小規模な研究であっても、新規に実験データを得る研究内容を含んでいいのか。

A 2. 研究に必要であれば、含めていただいて構いません。

Q 3. 見いだされた候補物質等の有効性を確認するために、マウスや細胞を使って行う機能解析等までを研究計画に含めていいのか。

A 3. 研究に必要であれば、含めていただいて構いません。

Q 4. 疾患研究にファーマコゲノミクスは含まれるのか。

A 4. 含まれますが、原則、ゲノム協議会の整理に従った第2グループを対象とした研究を本公募では推進します。

◆ 実施体制について

Q 5. 実施体制に含まれる参加者も若手研究者がいいのか。それとも、指導を仰ぎながら研究を実施していくためにより指導的な立場の参加者がいた方がいいのか。

A 5. 研究を推進するために最適な実施体制であれば、研究代表者以外の参加者が若手研究者である必要はありません。

Q 6. 臨床系研究者が参画していることが必須ということだが、ある程度のエフォートを割いて分担者として参画する必要があるのか、あるいは協力者等でも構わないのか。

A 6. 提案の研究内容に必要な形で参画いただければ、協力者等でも構いません。

◆ その他

Q 7. 新規採択課題予定数が若手タイプC1とC2の枠によらず変動するというのとはどういう意味か。

A 7. 記載している数はあくまで予定ですので、評価結果によっては、どちらかのタイプの採択課題数が0件となる可能性や上限が変動する可能性があります。

Q 8. 本事業に提案する若手研究者が、すでに他事業の採択課題に研究協力者として参画している場合、研究内容の重複の可能性が出てくるが、重複の基準はあるか。

A 8. すでに実施している計画の中に含まれている研究内容を今回の公募で提案されると、重複とみなされます。すでに実施中の内容との切り分けをお願いいたします。

Q 9. ゲノム協議会の整理に従った多因子疾患とは何を指すのか。

A 9. ゲノム協議会の整理に従う多因子疾患とは、第2グループ「糖尿病、循環器疾患等、多くの国民が罹患する一般的な疾患」を指します。したがって、第1グループ（注1）の疾患に関する研究は、原則として、本課題の対象ではありません。

ただし、第2グループの疾患を対象とした研究を行う上で、第1グループの疾患を対象とした研究を行うことが必要不可欠な場合には、本課題の中で第1グループの疾患を対象とした研究を含むことができますが、その場合にも、当該研究が、真に第2グループの疾患の研究に必要であることが、研究計画の中で明確にされる必要があります。

注1：第1グループとしてゲノム情報等と疾患との関連に関し、比較的エビデンスが蓄積されており、医療への実利用が近い疾患・領域を着実に推進する必要があります。すなわち、単一遺伝子疾患に加え、生殖細胞系列由来DNA等に存在する多型・変異等が疾患の発症に強い影響を与える希少疾患・難病、認知症が重要なターゲットとなります。また、体細胞変異が疾患の発症と関与しているがんや健康に影響を与え得る病原体が関与する感染症、薬剤の副作用の回避や薬効の予測のためのファーマコゲノミクス、診断のついていない疾患（未診断疾患）等もターゲットとなります。

Q 10. 提案書様式「2-2. 研究項目別概要」に記載する「2)マイルストーン及び研究開発方法」の記載例が2019年度から2021年度になっているが、2023年度まで記載して良いか。

A 10. 記載例によらず、その研究開発項目に必要な年度まで記載をお願いいたします。